



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
9月20日
第344号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示	
保安林予定森林の通知(森林保全課).....	1
滋賀県保健医療計画の変更(医療政策課).....	1
○ 公 告	
県営土地改良事業工事完了公告(耕地課).....	2
随意契約の相手方決定の公告(防災危機管理局).....	2
○ 健康福祉事務所告示	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地変更の届出(湖東).....	2

告 示

滋賀県告示第368号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 保安林予定森林の所在場所 犬上郡多賀町大字一円字奥出227-3から227-5まで、字西谷319-1、323-1、326-2、327から330まで、330-1、331、332、334から338まで、338-1から338-6まで、338-9から338-23まで、338-25から338-35まで、338-37から338-65まで、338-67から338-80まで、338-82から338-98まで、338-100、338-103から338-114まで、338-116から338-126まで、338-129から338-157まで、338-160から338-165まで、339から341まで、350、字東谷368-1、369-1、370から372まで、372-1、373、374、374-1、375、375-1、376から379まで、379-1、380から383まで、383-1、384、387-1、392-1、字瀬戸ヶ谷411、411-1から411-6まで、411-8から411-10まで、411-12から411-16まで、411-20から411-46まで、411-48から411-51まで、411-57から411-99まで、411-101から411-119まで、411-182、411-183、412-1、415-2、416-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および多賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第369号

医療法(昭和23年法律第205号)第30条の6の規定により平成30年3月30日に変更し、令和2年3月31日にその一部を変更した滋賀県保健医療計画の一部を変更したので、同法第30条の4第18項の規定により、その内容を次のとおり告示する。

(「次のとおり」は、省略し、滋賀県健康医療福祉部医療政策課および各健康福祉事務所に備え置いて一般の縦覧

に供する。)

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

公 告

県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営福堂地区特定農業用管水路等特別対策事業	令和2年3月31日

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和4年9月20日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量 滋賀県震度情報ネットワークシステム機能強化業務一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県知事公室防災危機管理局 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3436
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年8月26日(金)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 日本無線・中電技術コンサルタント・ほくつう特定業務共同企業体 代表者 日本無線株式会社関西支社 支社長 高柳亘孝 大阪府大阪市北区梅田三丁目4番5号
- 5 随意契約に係る契約金額 286,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

令和4年9月20日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 川上 寿一

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	名称	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	変更年月日
ヘルパーステーション天の川	愛知郡愛荘町 長野911-1	大上郡豊郷町 高野瀬678-17	株式会社天の川	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2511700094	令和4.9.1